

令和8年度(令和7年分) 市民税・県民税申告書

令和8年度(令和7年分) 市民税・県民税申告書				
弘前市長殿	申告者	現住所	弘前市大字	
		1月1日住所 (上記と異なる場合のみ記入)	弘前市大字	
		フリガナ		
		氏名		
		個人番号	11111111111111111111111111111111	
令和 年 月 日提出		職業	屋号	
		生年月日	大昭平令	年月日
		世帯主氏名		続柄
		電話番号		

（注）この申告書は所得税の確定申告書ではありません。所得税の還付を希望する人、確定申告の義務がある人は、税務署に確定申告書を提出する必要があります。

◎前年中、無収入または非課税収入のみの人（該当するものに○をつけてください。）

A 遺族年金 B 障害年金 C 生活保護 D その他()

◎所得金額(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの分についてご記入ください。)

	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除	所得金額
事業	営業等	円	円	円 ① A-B-C
	農業	円	円	円 ② A-B-C
不動産	円	円	円 ③ A-B-C	円
利子	円			円 ④
配当	円	円		円 ⑤ A-B
給与	円	10ページをご確認ください。		円 ⑥
雑	公的年金等	円	10ページをご確認ください。	円 ⑦
	業務	円		円 ⑧ A-B
	その他	円		円 ⑨ A-B
	合計		(⑦)+(⑧)+(⑨)	円 ⑩
総合譲渡・一時		裏面の計算欄をご使用ください。		円 ⑪
			合計	円 ⑫

◎所得から差引かれる金額(所得控除額)

別居の配偶者・扶養親族・特定親族・事業専従者に関する事項(1月1日時点の氏名・住所)

氏名	住所	氏名	住所
○配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払	○配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払		

事業専従者に関する事項

(源泉徴収票、給与明細書等がない人は事業所
または雇主から証明を受けてください。)

○給与収入

月	日給	日数	月収	備考
1		円	日	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等			円	
合計			円	
勤務先住所				
勤務先名				
勤務先電話番号				

○不動産所得の内訳

不動産の所在地			
支 払 者 の 「 名 称 」 及び 「 所 在 地 」 等			
家	賃	(1ヶ月 円) × (ヶ月)	円
地	代	(1ヶ月 円) × (ヶ月)	
入	小 作 料		
金	額		
収 入 金 額 合 計 (申告書表面A収入金額欄へ)		A	円
必	要 経 費	減 価 償 却 費	修 繕 費
需	要 経 費	借 入 金 利 子	土 地 改 良 費
費	要 経 費	租 稅 公 課	
損	害 保 険 料		雜 費
害		必 要 経 費 合 計 (申告書表面B必要経費欄へ)	B

◇減価償却費の計算

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産※償却率は13ページ中段のC1をご確認ください。

(償却可能限度まで達した償却資産は、その翌年以後5年間で残存価額を均等に1円まで償却することができます。)

減価償却資産	取得年月	取得価額(A)	償却の基礎になる金額(B)	耐用年数	償却率(C1)	本年中の償却期間(D)	専用割合(E)	減価償却費 A×C1×D×E
	・		△	年		/12月	%	
	・		△			/12月		
計	(必要経費の減価償却費欄へ)←							

源泉徴収票、各種証明書等(写し可)の右端をここに貼つてください。

○寄附金に関する事項(受領証明書等添付)

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円
青森県共同募金会、日赤青森県支部分、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	青森県
	弘前市

「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」、「青森県共同募金会、日赤青森県支部分、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)」の各欄には、当該団体へ寄附した金額をご記入ください。

「条例指定分」の「青森県」、「弘前市」の各欄には、青森県、弘前市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれご記入ください。

○事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
資産の種類		
事業用資産の譲渡損失など		円
損失額、被災損失額(白)		円
前年中の開廃業	開始・廃止	月 日
□他都道府県の事務所等		

○所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	
生年 月日	大・昭 平・令	特別障害に 該当する場合
別居の場合の 住所		級
個人番号	□□□□□□□□□□	

○その他特殊事項など

弘前市大字	
事務所・事業所 家屋敷の所在地	

○山林所得・退職所得に関する事項

山林所得	A 収入金額	B 必要経費	C 車従者控除額	D 特別控除額	E 青色申告特別控除額	所得金額
	円	円	円	円	円	円
退職所得	A 収入金額	勤続年数	普通・障害	B 退職所得控除額	C 差引金額(A-B)	所得金額
	円	年	□普通□障害	円	円	円
計	(必要経費の減価償却費欄へ)←					

○総合譲渡・一時所得に関する事項

総合 譲渡	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	所得金額(A-B-C)	合 計
	円	円	円	円	円
一時					
				ハ	
イ+[(ロ+ハ)×0.5]					
円					

○分離譲渡・株式譲渡・先物取引に関する事項

分離短期	A 収入金額	B 必要経費	差引金額(A-B)	C 特別控除額	所得金額
	円	円	円	円	円
分離長期			②		A-B-C
一般株式等の譲渡					① A-B
上場株式等の譲渡					② A-B
先物取引					③ A-B
特例適用条文	所 得 税 法 租 税 特 別 指 定 法				
	条 の 項 号				

家屋敷に関する事項

弘前市大字	
事務所・事業所 家屋敷の所在地	

納付方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の市民税県民税について希望する方を選択してください。

納付方法の選択